

## 平成27年度第1回新温泉町総合教育会議議事録

1 日時 平成27年5月29日（金）午後1時30分～2時5分

2 場所 新温泉町役場 2階会議室

3 出席者

（構成員）岡本町長、田中教育委員長、北村教育委員長職務代行者

中井教育委員、小南教育委員、岡本教育長

（事務局）西村こども教育課長、清水生涯教育課長

宇野こども教育課課長補佐兼教育総務係長

4 会議録署名人

岡本町長、田中教育委員長

5 協議・調整事項

（1）新温泉町総合教育会議設置要綱について

（2）教育に関する大綱の策定について

（3）今後のスケジュールについて

（4）その他

\*\*\*\*\*

開会 午後1時30分

\*\*\*\*\*

○宇野こども教育課長補佐兼教育総務係長 それでは、皆さんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから第1回の新温泉町総合教育会議を開催いたします。この会議ですが、教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき開催するものです。どうぞよろしく願いいたします。

主催者であります町長より御挨拶を申し上げます。

○岡本町長 教育委員の皆様方、大変御苦勞さんでございます。

きょうは第1回の総合教育会議を開くべく御案内を申し上げましたところ、委員の皆様さん方にはこうして全員御出席を賜りまして、厚くお礼を申し上げるところであります。さらにまた、平素から我が町の教育の推進に皆さん方大変な御努力をされておりますことに心から敬意を表するところでございます。

この総合教育会議、先般の教育行政組織法、略してですけれども、その改正に伴いまして首長において各都道府県、市町村、総合教育会議を主催するという事に相なったようでございます。直接の改正の引き金につきましては、滋賀県におけるいじめ問題が端を発したものであるという認識を持っておるところでございます。本来、教育行政に関しましては教育委員会に本来的に、専属的にそこが所掌すると。これはできるだけ首長、執行側の不当な関与であったりそういったことを避けるために、戦後の教育改革の中でこの法律が定められた。それは過去の深い反省の上に立ってそういうふう定められたものというふうに認識をいたしておるところであります。そういう中で、こうした形で首長と教育委員の皆さん方が合同で会議をし、一定の大綱なりを定めていくということになりました。このことについては、双方の立場をともに尊重し合いながら、町の教育のよりいい方向での1つのきっかけに、あるいは、そういうものであってほしいというふうに思っておるところであります。

今後とも皆さん方には教育行政につきまして、本当に中心になってお世話になるわけでございますけれども、どうぞひとつ意を酌んでいただきまして、変化の非常に速いそういう社会情勢でございます。ともに認識を共通にしながら、町のよりよい教育にともに知恵を出していきたいというふうに思っております。

きょうは第1回で、しかも非常に出にくい時間帯での会議でもございます。限られた時間でもございます。どうぞひとつ格段の御配慮を賜りますようお願いを申し上げまして、なおまたお礼を申し上げまして、一言冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○宇野こども教育課長補佐兼教育総務係長 ありがとうございます。

続きまして、田中教育委員長、御挨拶をお願いいたします。

○田中教育委員長 それでは、失礼します。

先ほど岡本町長からも挨拶を賜りましたけれども、今回は岡本町長のもとで、地方の教育推進について語れるという、そういう場をいただきましたことを、まずはお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、私たちは、母親のおなかからおぎゃあと生まれてから、いつしか自分っていうものを意識し出します。その中で、自分を意識し出すと、私ごとかもしれませんが、まず何々がしたい。僕は、私は何々がしたいとか、何々をしてほしい。それから、もっと言うと、何々ができるようになりたいな、できるようになりたいとか、こんな仕事がしたい、

こんなふうなことを誰々としたいなんていってどんどんどん、そんな思っているんですか、世の中ではそういうのを思っているか、あるいは希望というのかもしれませんが、また夢というかもしれませんが、そんなふうな気持ちになって、いつしか自分というのを感じて生きていきます。私は、僕は、自分はというふうな、そういうふうなことが人生の中で大きくなっていく。

私はこれは、人っていうもののすばらしさだと思います。それでこそ人であるというふうに思っています。この新温泉町に生きて、この地域の人とか文化または自然に触れて、そして命や人権を大事にして、ここで育っていく、育っているということに私も、また全ての町の人々が誇りと自信を持って日々を過ごせたら最高に幸せだなあと、こんなふうに思っています。きっとそういう思いのところは、先ほどの町長の御挨拶にもあったところと全くの共通点だろうと願っております。

きょうは、教育委員の私たちと町長との出会いの中で、お互いに人っていうのを感じながら教育なり、あすからを少しでも光を取り込めることができたなら最高かなと思っています。そういう意味でとっても期待と、そして、それこそさっき言いました希望を持ってこの会に臨ませていただきました。きょうは本当にそういう意味でわくわくどきどきの第1回になればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。ともに新たな一歩を踏み出せたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

○宇野こども教育課長補佐兼教育総務係長 ありがとうございます。

それでは早速ですけれども、協議・調整事項に移りたいと思います。（1）の新温泉町総合教育会議設置要綱について、こども教育課長の西村より説明を申し上げます。

○西村こども教育課長 それでは、きょうの資料の2枚目をお開きいただきたいと思ひます。新温泉町の総合教育会議設置要綱ということで説明をさせていただきます。

まず、目的のところ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の改正に伴いましてこの会議を設置するということになっております。資料にはないわけですが、文科省のほうのこの総合教育会議のQ&Aの資料が出ておまして、そちらのほうを一点、資料にはありませんけれども御紹介したいと思います。

総合教育会議におきましては、予算や条例提案等に加えまして、保育や福祉の首長の権限にかかわる事項等について協議し調整を行うほか、教育委員会のみ権限に属する事項についても協議を行うことが想定をされております。なお、教科書の採択や個別の教職員の人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項でありますので、教育会議の協議

の議題としては、それについては取り上げるべきではないというふうなことが文科省の資料で規定をされておるところでございます。

それでは、資料のほうに戻っていただきまして、第2条は会議の所掌事務であります。3点上げております。1点目が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定ということであります。それから2点目が、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策。3点目といたしまして、児童、生徒等の生命または身体に被害を生じ、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置。この3点がこの会議の所掌事務としてあるところでございます。

それから、第3条では構成員ということで、会議は、町長及び教育委員会をもって構成をすることでありまして、首長と教育委員会というのは対等な執行機関同士の協議・調整、その場でありますので、地方自治法上の附属機関には当たらないというふうなことでございます。

それから、第4条は会議ということで、町長が招集をすることでありまして、2項におきましては、教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、町長に対しまして、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができるというふうな規定であります。それから3項といたしまして、会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員、町長部局、教育委員会のほうでその調整結果を尊重しなければならないということでありまして。

それから、第5条については、意見聴取ということで記載をしております。

それから、第6条で、会議の公開ということで、これはもう定例の教育委員会でもそうですが、本日についても会議の公開をさせていただいております。

それから、第7条で議事録については、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成、公表するということでもあります。

それから、第8条の庶務で、会議の庶務は、こども教育課において処理することということで、招集が町長ということで、本来ですと町長部局でのこの会議の庶務ということになるわけですが、協議の結果といたしまして、こども教育課のほうで補助執行という形で、教育委員会のほうで事務局はさせていただくというふうなことでございます。

第9条については、補則ということで。最後に附則につきましては、この告示につきましては、27年4月1日から施行するということとなります。

以上で、総合教育会議の設置要綱についての説明とさせていただきます。

○宇野こども教育課長補佐兼教育総務係長 この件について、何かございませんか。

ないようでしたら、引き続き、次に（２）の教育に関する大綱について町長より提案をいただきます。よろしく願いいたします。

○岡本町長 今、地教行法、それから、また今御承認を賜った要綱に定めるように、当該総合教育会議において大綱を定めなければなりません。私のほうの御提案は、次のページを開いていただきたいと思いますけれども、平成２４年の３月に教育委員会において、町の新温泉町教育振興基本計画が定められております。この総合教育会議で定める大綱につきましても、これをもって２４年３月に定められました基本計画をもってこの大綱にかえたいというふうに思っております。

この基本計画につきましては、皆さんも常日ごろの教育行政の基本に、町の基本に据えておられるわけございまして、つぶさに拝見しますと改めて町の教育、非常に網羅的にしっかりと定められているというふうに思っております。より精緻な具体化ということについては、それぞれ常日ごろの教育委員会の活動の中で示されておると。今日まで我が町の学校教育を初めとした教育行政、全くほとんど問題がないと、むしろよりよくできているという認識を私自身が持つておるところでございますし、できましたらこの基本計画をもって大綱にかえさせていただきたいということを御提案申し上げたいというふうに思います。

○宇野こども教育課長補佐兼教育総務係長 ありがとうございます。

ただいま提案がございましたが、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

○田中教育委員長 皆さん、よろしいですね。

○中井委員 一つ、じゃあ質問いいですか。

その大綱としての対象期間っていうのは、２７から２８っていうのは２年間に限ってこれで行くっていうことなんですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）２年後にはまた見直すっていうようなことですか。

○岡本教育長 つまりこれは５年計画として、２４年でしたか、策定しましたから、一応リミットは２８年度末ということでありますから、２９年４月にはこうした場で、改めて教育大綱の策定と。

○北村教育委員長職務代行者 そのときに新教育長ということになるということですか。

○岡本町長 多分２９年の１１月だと思います、新しい教育長になるのは。

○中井委員 任期がそこまでっていうことですね。

○岡本町長 はい。

○田中教育委員長 教育委員の任期は11月が切りで、ずっと回ってるんで。

○岡本町長 11月か12月だと思う。

○田中教育委員長 それは、教育委員会で基本方針そのものを途中と叫びたら変だけでも、それを改めて今回で読みかえて町の大綱とするということの決定ですね。

○岡本町長 そういうことです。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡本町長 御異議はございませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのように決しました。よって、24年3月に策定の基本計画をもって総合教育会議の定める大綱に読みかえたいというふうに思っております。

○宇野こども教育課長補佐兼教育総務係長 それでは、今後のスケジュールにつきまして、こども教育課長の西村より提案をいたします。

○西村こども教育課長 それじゃあ、きょう第1回ということで、第2回目につきましては、先ほど私のほうの説明で条例なり予算というふうなことの説明をさせていただきましたので、次回につきましては予算等についてということで、2月ごろということでさせていただいたらというふうに考えているんですけども。

○岡本町長 遅いと違うか。

○西村こども教育課長 遅いですか。

○岡本町長 2月っていったらもう……。

○西村こども教育課長 11月ぐらい。

○岡本町長 もう2月になればもう早、予算編成で済ましてもらわないと。（「もう策定状態ですよ」と呼ぶ者あり）11月だな。11月の中旬だな。12月上旬か。12月は議会があるから忙しいけれど。

○北村教育委員長職務代行者 ですね、でもよくに際になって、意見言ったら決まりませんから。

○中井委員 意見を反映する、若干でも考慮する時間がないとね。（「そうです」と呼ぶ者あり）中身はもう確定して、引っ込みがつかないような状況で持ってこられても話にならないので、少しは意見も聞いていただいて、町長のほうのお話も聞かせていただけるような時期にしてもらわんと。

○岡本教育長 じゃあ、11月か。

○北村教育委員長職務代行者 ちょっと言葉が過ぎるようですけども、事後承諾が多い会に思っているので、なるべく意見を反映していただくように、もっと早目にさせていただけたら。

○岡本町長 早いほうが私もいいと思います。

○北村教育委員長職務代行者 そうですね、毎月やっていますので、我々は。

○岡本町長 後でどうも予算がつかなかったってなってもね。

○田中教育委員長 2回目の今、話ですけれども、2回目を今みたいに早めてもらって、当然次年度のことまで言わんでいいけど、これは1回目だから今回、今の時期にやっていますけども、この1回目を逆に早めて、例えば4月とかぐらいに、5月の最初のころとか。こっちを少し……。

○北村教育委員長職務代行者 議会の関係もあるし。

○田中教育委員長 先と言うことですね。そうはなりませんか。

○岡本町長 それはちょっと、やっぱり年度ごとにやると思うんですけど。だから、1回目は5月、こんなもんじゃないでしょうか。いろんな会議が年度初めで。

○田中教育委員長 というのは、余り間を狭めたくないという気持ちがあったものでね。だから、当然今のは実際のことに反映しようと思ったら、後へ、後ろっていうのが大賛成です。むしろそうしなくちゃいけない。これとの幅を、可能な限り少しでもあけたらみたいな思いがあったんでね。

○岡本町長 11月はいけんかな。

○岡本教育長 11月中ぐらいね、議会前。（「議会前にね」と呼ぶ者あり）

○岡本町長 11月中ぐらい。11月の半ばぐらいで。

○西村こども教育課長 では、11月の半ばぐらいということで計画させていただいて。

○宇野こども教育課長補佐兼教育総務係長 それでは、第2回目は11月の中旬ということをお願いいたします。

ほかに、委員の皆様方から、いい機会ですので何か御意見等ございましたら。

○中井委員 スケジュールとは直接関係ないんですけども、そうしたら総合教育会議自体は年に2回、計画段階とその予算等を含めてその年度に入ってからという考え方なんですか。あとは特別な事情があるときに招集をかけるっていう。

○岡本町長 頻繁にということでしょうか。

○中井委員 いや、頻繁にしてほしいということじゃないんですよ。ですから、基本的に

どこをベースにするか。

○岡本教育長 2回をベースにして、必要な場合には持つと、もう一回なりということではないでしょうか。

○北村教育委員長職務代行者 スタートしてないので、スタートしてみたらじゃないと調整がとりにくいでしょう。いいんじゃないんですか、アバウトで。

○岡本町長 基本は、これまで地方自治法で教育関係については教育委員会の、それこそ専属的な所掌ですので。議会があり、監査委員がおり、いろいろ農業委員だとか。私がどうこう言えるところではないわけで、こういう形で行政委員会と会議を持つというのは、これが初めてだろうと思うんです、1つの機関としてね。それで、これをどういうふうこれから持っていかってということが今の議論になると思うんですけども、問題がなけりゃそんなに頻繁にやる必要もないと思っておりますし、それが一つ。ただ問題がなくても、意思疎通なりいろんな今、いろんな社会の情勢が激しいですので、意見交換をするということも必要かとも思うんです。町長部局はどうなるとるだいなとか。あるいは、教育のこの部分についてはどうなるとるだろうとか。それはそれぞれあろうかと思うんです。だから、相反する、2回でいいだろうというのと、もうちょっと場合によっては多くてもいいんじゃないかというのと、この2つあるんじゃないかなと思うんですけども。

ですから、持ち方としては先ほどお話があったと思うんですけど、年度が始まって1回、それから予算をずっと執行してきて、あるいは条例関係もずっと4月から引き続き、あるいは変えた部分を上半期が済んで次の予算編成にかかる直前ぐらいでもう1回と。そのサイクルでいいんじゃないかなと思うんです、最低限。そういうふうにとるんですけど。

○岡本教育長 それを基本にしておいて、また教育委員会側、あるいは町長のほうからこの会議が必要だという場合には、臨時的に開くというふうにしたら。

○北村教育委員長職務代行者 これは委員会のほうからも招集をお願いできるんですか。

○岡本町長 はい。

○岡本教育長 できますね。

○北村教育委員長職務代行者 だったら、問題ない。

○岡本町長 ですから、まあ。

○岡本教育長 招集を町長に依頼したらできますからね。

○北村教育委員長職務代行者 集めるのは、招集をかけるのは。

○岡本教育長 集めるのは町長ですけども。



○田中教育委員長　じゃあ、問題ないと思います。だから、設置要綱の中にあるとおりで、こちら側からも町長に対して、教育の中で私たち教育委員会もこんなふうなものについていろいろやっているけども、首長としての考え方もお聞きしてこうしたいというのであれば、さっき言ったようにこっちから会議の設定を申し込みできるわけです。

○岡本町長　はい。

○田中教育委員長　それによって設定になれば。

○岡本町長　ですから、端的に言えば、幼児教育の部分を教育委員会のほうの条例を変えて所掌にさせていただいたと。ああいう課題こそ、本来的にこういう会議の中でオープンにしながら、町の幼児教育の現状と本来のあり方と、そんなものを意見交換しながら、こういう会議で最終的に合意を得るっていうのが一番だと思うんです。地方自治法上のそういう、首長の総合調整権っていうのはあるんですけど、こういう正式な会議っていうのはないんです。

○田中教育委員長　基本で、さっき言った、繰り返しになりますが、年度初めにきちっと、じゃあこういう形でいきましょうねといえますか。確認になるかもわからないけども、共通理解をしておいて、年度の11月ごろにそのことが講じられて新たにこうですねとか、新しいことを全てつくっていかんでも、継続していることをより確かなものにしていきましょうねでもいいと思うんです。だから、基本はそれをベースにして。そういうことでいかがでしょうか。

○岡本町長　そういうことでさしてもらいましょうか。課題があれば、随時、会議を開いていくということでさせていただければ。

○田中教育委員長　この会があるなしにかかわらず、今までも教育長と町長とってというのは、こういう規模の町ですから、絶えず情報交換して、その話も教育委員会の中に、私たちに報告も入ってきますけどね。一連の教育活動もその中で、それを基盤としていくっていうことが大事だと思います。

○岡本町長　わかりました。それでは、大体この時期に1回目、それから11月の中旬ごろに第2回目を持つ。それから、必要があれば随時、教育会議を持つということで御了承いただきました。

○宇野こども教育課長補佐兼教育総務係長　それでは、それ以外で特にございましたら。ございませんか。

　ありがとうございます。それでは会議をこれで閉じたいと思いますので、閉会を岡本

教育長、お願いいたします。

○岡本教育長 皆さん、第1回の総合教育会議ということで、町長が招集して教育委員会とこうした公式的な場を持てたということで、これまで教育委員会のなかで、教育委員でいつも熱い議論を交わしながら、本当に事務局としてもそういった議論を、いろんな御意見を聞かせていただきながら精いっぱい取り組んできたわけです。課題はたくさんありますが、大津のようなああいったことに、ややもすると組織ですからなってしまうという、そういったこともいつも気にしながら、しかし組織というのは人がつくるといって、委員長の初めの挨拶にもありましたけども、人と人との関係というのがこういった私たち、この教育委員会にあっても、学校園にあっても、その部分が一番組織の上で大事な部分であり、また教育そのものもそういう人と人との力合わせというふうに思っているところがあります。

これまでから町長とは、私、事務局として常に思いも述べさせていただいたり、町長の思いも聞かせていただいたりということできましたけれども、今後についてはさらに意思疎通を密にしながら、本当に町を、それから教育委員会ともにこの町の子どもを育てていくというところで力合わせをしていくという、そうした一つの節になる日であるというふうに思っております。一層の新温泉町の教育を充実していきますように、お互いに力合わせをしていくことを確認して、きょうの総合教育会議を閉会していきたいと思えます。今後ともよろしく申し上げます。きょうはありがとうございました。

\*\*\*\*\*

閉会 午後2時05分

\*\*\*\*\*